

## 読谷村体育施設ネーミングライツパートナー募集要項

読谷村では、体育施設維持管理コストの軽減及びスポーツ・レクリエーション活動の普及及び振興を図るため、読谷村が所有する施設である「読谷平和の森球場」「読谷村陸上競技場」「残波岬ボールパーク」への愛称を命名する権利（ネーミングライツ）について、下記のとおりパートナー企業（以下「ネーミングライツパートナー」）を募集します。

### 記

#### 1 対象施設

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (1) 読谷平和の森球場  | 読谷村字座喜味 2901 番地   |
| (2) 読谷村陸上競技場  | 読谷村字座喜味 2079 番地 1 |
| (3) 残波岬ボールパーク | 読谷村字座喜味 1885 番地   |

#### 2 募集条件

##### (1) ネーミングライツ料希望額

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ① 読谷平和の森球場  | 年額 200 万円以上 |
| ② 読谷村陸上競技場  | 年額 150 万円以上 |
| ③ 残波岬ボールパーク | 年額 250 万円以上 |

##### (2) 契約期間

契約開始は、令和 4 年 4 月 1 日（予定）とし、契約期間は 3 年以上 5 年以内とする。  
看板等の設置については、契約締結日（令和 4 年 2 月 1 日予定）以降とします。

##### (3) 応募資格

法人その他の団体を対象としますが、次のいずれかに該当するものは除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更正又は再生手続きを行っているもの
- ⑤ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に該当するもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 税又は地方税を滞納しているもの
- ⑧ 法律等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- ⑨ その他ネーミングライツを取得することが適当でないとい村が認めるもの

#### (4) 施設の愛称条件

村民や利用者に親しまれ、残波岬ボールパーク・読谷平和の森球場・読谷村陸上競技場にふさわしい愛称とします。但し、以下の点に留意して下さい。

##### ① 各施設の愛称について

ア 残波岬ボールパークは、名称に「残波岬」の文字を入れること。

イ 読谷平和の森球場は、名称に「読谷平和の森」の文字を入れること。

ウ 読谷村陸上競技場は、名称に「読谷」の文字を入れること。

##### ※愛称例

i 「〇〇〇〇残波岬ボールパーク」、「残波岬〇〇〇〇ボールパーク」、「残波岬ボールパーク〇〇〇〇」

ii 「〇〇〇〇読谷平和の森球場」、「読谷平和の森〇〇〇〇野球場」、「読谷平和の森球場〇〇〇〇」、「読谷平和の森〇〇〇〇スタジアム」、「〇〇〇〇読谷平和の森スタジアム」

iii 「〇〇〇〇読谷陸上競技場」、「読谷〇〇〇〇陸上競技場」、「読谷フィールド〇〇〇〇」、「フィールド〇〇〇〇読谷」

など何の施設か分かるように命名をして下さい。

※標記は漢字、カタカナ、ローマ字等

② 公共性、中立性が保たれ、又は品位を損なうものでないものとする。

③ 社会通念上ふさわしくないものは除きます。

④ 商標権、肖像権、著作権などの権利関係については、応募者側において問題を解決し、対応すること。それらに関する紛争が生じた場合は、応募者側の責任において対応するものとし、本村は責任を負わない。

⑤ 契約期間内の名称変更はできません。

⑥ 今回募集する名称は施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称変更は行いません。

#### (5) パートナーメリット（主な特典）

① 本村によるマスコミ・村民等への名称周知（広報誌等の印刷物やホームページ等における愛称の使用）

##### ② 体育施設への看板設置

ア 残波岬ボールパークスタンド壁面及び管理棟の計2箇所

イ 読谷平和の森球場正面入口（入口上部壁面）及びスコアボードの計2箇所

ウ 読谷村陸上競技場正面入口（入口上部壁面）及び掲揚台側外周フェンスの計2箇所

③ 残波岬ボールパーク、読谷平和の森球場及び読谷村陸上競技場の無償使用権（年2日間、営利目的を除く） ※利用の条件及び日程については協議・調整を行う。

#### (6) 看板設置等の留意事項

看板設置等については、次の事項に留意して下さい。

① 看板の設置費、撤去費は応募者負担とする。又看板撤去の際には、看板設置前の状態に復旧すること。

- ② 看板の設置位置、時期及びサイズについては、本村と協議すること。
- ③ 施設の愛称名表示のデザインについては、案を作成した段階で本村と協議すること。
- ④ 沖縄県屋外広告物条例(昭和50年4月7日条例第28号)に関する手続きを行うこと。
- ⑤ 設置した看板の管理については、読谷村は一切行いません。台風などの災害等や予期せぬ事象への対応は、パートナー企業において善良なる管理のもと行うこと。

### 3 募集要項の配布期間及び応募期間

令和3年11月15日(月)から令和3年12月17日(金)午後5時までとする。

応募期限までに提出書類(別紙1)を下記の申込先(問い合わせ先)まで持参して下さい。

受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。但し、正午から午後1時まで、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

### 4 提出部数

正本1部及び副本(コピー可)1部を提出願います。

用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、A4縦のフラットファイルにファイリングしたものを提出願います。

※募集要項及び申請様式は、読谷村ホームページからダウンロードできます。

### 5 施設見学会の日時(要申込)

施設見学を希望される方は、令和3年12月1日(水)までに下記の申込先(問い合わせ先)のメールアドレスへ団体名、参加者、連絡先を明記の上、ご連絡下さい。調整後、申込者にご連絡いたします。

### 6 質問の受付及び回答

募集要項に関する質問は、次の要領で行って下さい。

#### (1) 質疑書の提出

下記の申込先(問い合わせ先)宛に、別紙2の質疑書をメールで照会してください。メール送付後、届いたことを確認するための電話連絡をして下さい。また、質問内容については、簡潔に記載して下さい。

※ 口頭による質問については、受け付けをお断りさせていただきます。

#### (2) 質疑書受付期間

令和3年11月29日(月)から令和3年12月3日(金)午後5時必着

#### (3) 質疑に対する回答

上記受付期間に到着した質問について、全てを取りまとめて応募者全員へ令和3年12月10日(金)までにメールにて回答します。

なお、個別回答はいたしません。

## 7 選考方法

下記の項目について、評価基準に基づき読谷村広告審査委員会において評価を行い、優先交渉権者を決定します。その後、契約条件を協議したうえでネーミングライツパートナーとして決定します。

### (1) ネーミングライツ料

希望額（提案額）に応じて評価します。

### (2) 契約期間

契約希望期間の長さに応じて評価します。

### (3) 施設愛称

親しみやすさ、呼びやすさ、健全性、ふさわしさ、公共性を総合的に勘案し評価します。

### (4) 地域貢献度

地域貢献に対する考え方や実績、本村施策との整合性を総合的に勘案し評価します。

### (5) 財務体質

健全性を総合的に勘案して評価します。

## 8 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合等、ネーミングライツパートナーとすることが適切でないと認められる場合には、村は契約を解することができる。この場合は、契約解除に伴う原状回復等に必要な経費は、ネーミングライツパートナーの負担といたします。

## 9 その他

(1) ネーミングライツパートナーとして決定し、契約締結後は、ネーミングライツパートナー名、所在地、施設の愛称、ネーミングライツ料等、契約期間等を公表するとともに、各種広報印刷物やホームページ等を活用して愛称の普及に努めます。

(2) 申込書類に係る費用は、応募者の負担とし、提出された申込書類等は返却いたしません。

(3) 提出された書類に虚偽の記載があった場合やその他応募及び選定に不正があった時は失格とします。

## 10 申込先（問い合わせ先）

〒904-0392 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 2901 番地

読谷村教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係

担当者 島袋 泰一

電話 098-982-9231

FAX 098-982-9229

E-mail shimabukuro66@yomitan.jp